

江別市後見実施機関に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市における市民後見人の活動の推進及び高齢者、障がい者等の成年後見制度の利用支援を目的とする機関（以下「後見実施機関」という。）の設置に関し、専門的な意見を聴取し、必要な事項を検討するため、江別市後見実施機関に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 後見実施機関の設置に関すること。
- (2) 後見実施機関の運営方法に関すること。
- (3) 後見実施機関の取り扱う事務に関すること。
- (4) その他市民後見人の活動及び成年後見制度の利用支援に関し、必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 成年後見制度の専門的な知識を有する者
- (3) 成年後見制度の相談支援に携わる者
- (4) 江別市社会福祉協議会の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、前項の委員の任期を延長することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員長は、委員以外の必要と認める者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課及び介護保険課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月7日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。